

「泉区寄り添い型生活支援事業業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という）第8条第1項第4号の規定に基づき、「泉区寄り添い型生活支援事業業務委託」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「プロポーザル要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、評価委員会 評価指標（以下「評価指標」という。）及び委託仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 受託候補者は、次の各号すべてに該当する法人であることを要する。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解していること。
- (2) 本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができること。
- (3) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、法人が持つノウハウやアイデアを生かした支援が提供できること。
- (4) 学校等の関係機関や、地域で活動している団体・NPO法人等と連携・協力し、効果的な支援が行えること。
- (5) プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）提出の時点で、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、営業種目に「333 福祉サービス」又は「350 その他の委託等」の登録があること。ただし、登録されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録の完了が見込まれることを条件として、提出できるものとする。
- (6) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（制定：平成16年4月1日 一部改正：令和2年4月13日）（以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (9) 市税を滞納していないこと。
- (10) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中でないこと。
- (11) 暴力団または暴力団経営支配法人等でないこと。
- (12) 2 年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていないこと、又はこれを受けた場合において必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (13) 代表者若しくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (14) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(提案書の内容)

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は提案書作成要領に定める。

- (1) 提案者の概要及び事業実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の実施内容及び実施手法
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) 当該業務の管理・運営体制
- (6) 当該業務の収支予算書
- (7) その他、業務の実施に必要な事項

(特定の効力)

第 5 条 プロポーザル要綱第 17 条第 1 項の規定により受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）の特定の効力は、特定者が当該業務を開始した年度から起算して 5 か年度（以下「特定期間」という。）とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が当該業務の受託者として適当でないと認めるときは、特定の取消し又は運営の停止を命じることができる。
- 3 前項のほか、特定者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は受託後の運営期間における毎年度の委託契約時点において、指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営者特定の効力を取り消す。

(評価)

第 6 条 プロポーザルの評価項目は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の事業実績

- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
 - (4) 業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (5) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
 - (6) 収支予算の妥当性
- 2 評価委員会は、プロポーザルの評価にあたって、提案書に基づくヒアリングを行うものとする。
 - 3 評価委員は、提案書の内容及びヒアリング結果を踏まえ、評価基準に基づき採点を行う。評価委員会は、評価委員の採点の合計点（以下「合計点」という。）により提案者の中から一位の者を決定する。
 - 4 合計点が同点の提案者が存在する場合は、評価委員会は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。評価委員の投票の票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
 - 5 評価委員会は、提案者が1者の場合でも、評価委員の採点による評価を行う。
 - 6 合計点が上限配点の合計の60%に満たない提案者を一位の者と決定することはできないものとする。
 - 7 評価委員会に出席する委員の半数以上からE評価（特に劣っている）を受けた項目のある提案者を一位の者と決定することはできないものとする。
 - 8 特定者、非特定者に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第7条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員を置く。
 - (1) 泉区総務課長（委員長）
 - (2) 泉区福祉保健課長（副委員長）
 - (3) 泉区高齢・障害支援課長
 - (4) 泉区こども家庭支援課長
 - (5) 泉区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長
 - (6) 泉区生活支援課長
 - 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の6分の5以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができない

ものとする。

- 6 委員長は、評価結果を泉区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会という。）に報告するものとする。
- 7 評価委員会の総務は、泉区生活支援課が行う。

（評価結果の審査）

第8条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定したものを受託候補者として特定する。

（その他）

第9条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、令和2年11月11日から施行する。